

④ 特定目的信託等に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十八

平二十・四・一以後開始事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1	円	分配可能所得の金額の計算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	8	円
	超過分配額	2			欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が(8)より多い場合は、(8)の金額)	9	
	利益の分配の額 (1) - (2)	3			民事再生等による債務免除等があった場合の控除未済欠損金 (別表七(二)「17」と別表七(二)「20」のうち少ない金額又は(別表七(二)「26」、別表七(二)「27」-(9))と(8)-(9)のうち少ない金額)	10	
	分配可能所得の金額 (4)	4			差引計 (8) - (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11	
	$(4) \times \frac{90}{100}$	5			超過分配額 (2)	12	
	(1)が(5)を超える場合の(3)の額	6			超過分配事業年度後に(12)に充てられた金額	13	
	利益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	7			分配可能所得の金額 (11) + (12) - (13) (マイナスの場合は0)	14	

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	15	円	分配可能所得の金額の計算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	21	円
	超過分配額	16			欠損金又は災害損失金の控除未済欠損金 (別表七(一)「1の計」) (ただし、当該金額が(21)より多い場合は、(21)の金額)	22	
	収益の分配の額 (15) - (16)	17			民事再生等による債務免除等があった場合の控除未済欠損金 (別表七(二)「17」と別表七(二)「20」のうち少ない金額又は(別表七(二)「26」、別表七(二)「27」-(22))と(21)-(22)のうち少ない金額)	23	
	$\frac{(15)}{(27)}$	18			差引計 (21) - (22) - (23) (マイナスの場合は0)	24	
	(18)が $\frac{90}{100}$ を超える場合の(17)の額	19	円		超過分配額 (16)	25	
	収益の分配の額のうち当期の損金の額に算入する額 ((19)と(21)のうち少ない金額)	20			超過分配事業年度後に(25)に充てられた金額	26	
					分配可能所得の金額 (24) + (25) - (26)	27	

別表十（八）の記載の仕方

1 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に対する明細書

この明細書は、法第2条第29号の2ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいいます。以下同じです。）が措置法第68条の3の2第1項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）（同条第10項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

この明細書は、措置法第68条の3の3第1項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人が同項（同条第10項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。